## 指導検查基準(指定計画相談支援)

## 〇根拠法令

「法」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)

「施行規則」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年2月28日厚生労働省令第19号)

「厚労令28」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第28号)

「厚労告125」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第125号)

「厚労告180」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月27日厚生労働省告示第180号)

「障発0330第22通知」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する 基準について(平成24年3月30日障発0330第22号)

「障発1031001通知」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する 費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発1031001号)

「区規則」 = 文京区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年3月28日規則第19号)

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令
第1 基本方針		法第51条の22
	(1) 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(利用者等)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。	厚労令28第2条第1 項
	(2) 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。	厚労令28第2条第2 項
	(3) 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	厚労令28第2条第 項
	(4) 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に 不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。	厚労令28第2条第 項
	(5) 指定特定相談支援事業者は、区市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。	厚労令28第2条第 項
	(6) 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。	厚労令28第2条第 項
	(7) 指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	厚労令28第2条第 項
	1/24	

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令
	(8) 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとと もに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。	厚労令28第2条第8 項
第2 人員に関する基準		法第51条の24第1 項
1 従業者	(1) 指定特定相談支援事業者は、事業所ごとにもっぱら指定相談支援の職務に従事する相談支援専門員を、必ず一人以上置いてい	
	るか。 ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、または他の事業 所、施設等の職務に従事することは差支えない。	障発0330第22通知 第二-1(1)
	(2) 相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数が35またはその端数を増すごとに増員しているか。 なお、計画相談対象障害者等の数は、前6か月の平均値とする。	
2 管理者	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定 特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設 等の職務に従事させることは差し支えない。	
3 従たる事業所を設置す る場合における特例	(1) 指定特定相談支援事業者は、従たる事業所を設置する場合、主たる事業所と一体的に管理運営を行っているか。	厚労令28第4条の2 第1項 障発0330第22通知 第二-1(3)
	(2) 指定特定相談支援事業者は、従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうち、それ ぞれ1名以上を、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員としているか。	厚労令28第4条の2 第2項 障発0330第22通知 第二-1(3)①
第3 運営に関する基準		法第51条の24第2 項
1 内容及び手続の説明及 び同意	(1) 指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に 応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認めら れる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得て いるか。	項
	(2) 指定特定相談支援事業者は、利用者との間で当該指定計画相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(平成26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、 ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援事業の内容 ③ 当該指定計画相談支援につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定計画相談支援の提供開始年月日 ⑤ 指定計画相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。 なお、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する場合、利用者の承諾を得ているか。	厚労令28第5条第2項 障発0330第22通知 第二-2(1)
	2 / 24	

<b>省</b> 日	甘 士 的 弘 土 (知 上)	H
項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令
2 契約内容の報告等	(1) 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を区市町村に対し遅滞なく報告しているか。	厚
	(2) 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを区市町村に対し遅滞なく提出しているか。なお、モニタリング結果については、以下にあげる場合その他必要な場合に区市町村に報告すること。 ① 支給決定の更新や変更が必要となる場合 ② 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ③ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合	厚労令28第6条第2 項 障発0330第22通知 第二-2(2)
3 提供拒否の禁止	指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。 特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは、 ① 当該事業所の現員からは、利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合 ④ その他利用申込者に対して自ら適切な指定特定計画相談支援を提供することが困難な場合 等をいう。	厚労令28第7条 障発0330第22通知 第二-2(3)
4 サービス提供困難時 の対応	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	
5 受給資格の確認	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証(支給決定を受けていない場合は区の計画案提出依頼書)によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、支援法第55条第23項に規定する厚生労働省令で定める(モニタリング)期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確かめているか。	障発0330第22通知
6 支給決定又は地域相談 支援給付決定の申請に係る 援助	指定特定相談支援事業者は、障害福祉サービス支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、 支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う障害福祉サービス支給決定又は地域相談支援給付決定 の申請について、必要な援助を行っているか。	厚労令28第10条 障発0330第22通知 第二-2(6)
7 身分を証する書類の携 行	指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。事業所の名称、当該従事者の氏名の記載があるか。 なお、写真や職能があることが望ましい。	厚労令28 第11条 障発0330第22通知 第二2-(7)
8 計画相談支援給付費の 額等の受領	(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該 指定計画相談支援につき法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払を受けてい るか。	
1	3/24	

項目	基本的な考え方(観点)	艮拠 法令
- д	(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以 厚労 外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額(その額が現に当該指定計画相談 2項 支援に要した費用の額)の支払を計画相談支援対象障害者等から受けているか。 障発	6628第12条第 66330第22通知 6-2(8)②
		6令28第12条第 60330第22通知 5-2(8)③
	を行い、同意を得ているか。 4項 障発	5令28第12条第 60330第22通知 5-2(8)④
9 利用者負担額に係る管理		分令28第13条 約330第22通知 1-2(9)
	この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	
10 計画相談支援給付費の 額に係る通知等		
		分令28第14条第 60330第22通知 5-2(10)②
11 指定計画相談支援の具 体的取扱方針	(1) 指定計画相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところとなっているか。 厚労 1項	5令28第15条第
	画の作成に関する業務を担当させているか。 1項第 障発	分令28第15条第 第1号 約330第22通知 ニー2(11)①
	はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、 2項第 同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。 障発	分令28第15条第 第2号 ≜0330第22通知 ⊑-2(11)②

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令
	(2) 指定計画相談支援における指定サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に 掲げるところとなっているか。	厚労令28第15条第 2項
	<ul><li>① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</li></ul>	厚労令28第15条第 2項第1号 障発0330第22通知 第二-2(11)③
	② 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的 に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行 われるようにしているか。	厚労令28第15条第 2項第2号 障発0330第22通知 第二-2(11)④
	③ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。	厚労令28第15条第 2項第3号 障発0330第22通知 第二-2(11)⑤
	④ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。 特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏った情報を提供することや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示することはないか。	厚労令28第15条第 2項第4号 障発0330第22通知 第二-2(11)⑥
	⑤ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その 心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用 者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っ ているか。	厚労令28第15条第 2項第5号 障発0330第22通知 第二-2(11)⑦
	<ul><li>⑥ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。</li><li>この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</li></ul>	厚労令28第15条第 2項第6号 障発0330第22通知 第二-2(11)⑧

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令
	<ul> <li>⑦ 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、サービス等利用計画案を作成しているか。</li> <li>※ サービス等利用計画案の記載事項         <ul> <li>利用者及びその家族の生活に対する意向</li> <li>総合的な援助の方針</li> <li>生活全般の解決すべき課題</li> <li>提供される福祉サービス等の長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期・福祉サービス等の種類、内容、量</li> <li>福祉サービス等を提供する上での留意事項</li> <li>区市町村に対するモニタリングの期間に係る提案</li> <li>医市町村に対するモニタリングの期間に係る提案</li> <li></li> <li></li></ul></li></ul>	厚労令28第15条第 2項第7号 障発0330第22通知 第二-2(11)⑨
	⑧ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置づける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活または社会生活の維持に十分留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案し特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。	厚労令28第15条第 2項第8号 障発0330第22通知 第二-2(11)⑩⑪
	⑨ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。	厚労令28第15条第 2項第9号 障発0330第22通知 第二-2(11)⑫
	⑩ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。	厚労令28第15条第 2項第10号 障発0330第22通知 第二-2(11)③
	① 相談支援専門員は、障害福祉サービス支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画 案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行 うとともに、サービス担当者会議(テレビ電話装置その他の情報機器(以下「テレビ電話装置等」とい う。)の活用を含む)の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに 担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。	厚労令28第15条第 2項第11号 障発0330第22通知 第二-2(11)④
	12 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。	厚労令28第15条第 2項第12号 障発0330第22通知 第二-2(11)⑤
	⑬ 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。	厚労令28第15条第 2項第13号 障発0330第22通知 第二-2(11)⑩

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令
X H	(3) 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところとなっているか。	10 0 0 0
	① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価(モニタリング)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。	厚労令28第15条第 3項第1号 障発0330第22通知 第二-2(11) ⑰
	② 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録しているか。	厚労令28第15条第 3項第2号 障発0330第22通知 第二-2(11)®
	③ (2)の①から⑧まで及び⑪から⑬までの規定は、(3)の①に規定するサービス等利用計画の変更について準用しているか。	厚労令28第15条第 3項第3号 障発0330第22通知 第二-2(11) ⑩
	④ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。	厚労令28第15条第 3項第4号 障発0330第22通知 第二-2(11)@
	⑤ 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。	厚労令28第15条第 3項第5号 障発0330第22通知 第二-2(11)②
12 利用者等に対すサービ ス等利用計画等の書類の交 付	指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	厚労令28第16条 障発0330第22通知 第二-2(12)
13 計画相談支援対象障害 者等に関する区市町村への 通知	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が、偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	厚労令28第17条 障発0330第22通知 第二-2(13)
14 管理者の責務	(1) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	厚労令28第18条第 1項 障発0330第22通知 第二-2(14)

		I
頁	■ 基本的な考え方(観点) ■ (2) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に第1から第3までの規定	根拠法令
	(2) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に第1から第3までの規定 を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 (第1 基本方針、第2 人員に関する基準、第3 運営に関する基準)	厚カ〒28第18条第 2項 障発0330第22通知 第二−2(14)
15 運営規程	<ul> <li>(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</li> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 営業日及び営業時間</li> <li>④ 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額</li> <li>⑤ 通常の事業の実施地域</li> <li>⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</li> <li>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑧ その他運営に関する重要事項</li> </ul>	厚労令28第19条 障発0330第22通知 第二-2(15)
	(2) 指定特定相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について講じているか。 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」(平成23年法律第79号)において規定しているより実効性を担保する観点から、具体的には、 ① 虐待の防止に関する担当者の選定 ② 成年後見制度の利用支援 ③ 苦情解決体制の整備 ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画等) ⑤ 虐待防止委員会の設置等に関すること	障発0330第22通知 第二-2(15)⑤
16 勤務体制の確保等	(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、 相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 原則として、月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼 務関係等を明確にしているか。	1項
	(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談 支援の業務を担当させているか。 ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。	厚労令28第20条第 2項 障発0330第22通知 第二-2(16)②
	(3) 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加を計画的に確保しているか。	厚労令28第20条第 3項 障発0330第22通知 第二-2(16)③
	(4) 指定特定相談支援事業者は、適切な指定計画相談の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な 関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するた めの方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 (令和4年3月31日までの間は努力義務)	
1	8/24	

項目	基本的な考え方(観点) 根拠法令
17 業務継続計画の策定等	(1) 指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に行い、 厚労令28第20条の 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い 2第1項 必要な措置を講じているか。(令和6年3月31日までの間は努力義務) 障発0330第22通知 第二-2(17)
	(2) 指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回 以上)に実施しているか。 原発0330第22通知 第二-2(17)
	(3) 指定特定相談支援事業者は、定期的(年1回以上)に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っ でいるか。 厚労令28第20条の 2第3項 障発0330第22通知 第二-2(17)
18 設備及び備品等	指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。(貸与を受けているものでも可) ① 専用の事務室又は明確に特定されている区画があるか。 ② 申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。 ③ 必要な設備、備品を確保しているか。(ただし、同一敷地内にある事業所、施設であって事業の運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備及び備品を使用することは差し支えない。)
19 衛生管理等	(1) 指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 厚労令28第22条第 1項 障発0330第22通知 第二-2(19)①
	(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 厚労令28第22条第 2項 障発0330第22通知 第二-2(19)①
	(3) 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。(令和6年3月31日までの間は努力義務) ① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的(年1回以上)に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。また、その結果について、従業者に十分に周知すること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施すること。また、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令
20 掲示等	(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の訪問者の見やすい場所に、 ① 運営規程の概要 ② 基本相談支援及び計画相談支援の実施状況 ③ 相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制(職種ごと、常勤・非常勤等の人数を掲示) ④ 苦情相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等 ⑤ 区の虐待通報・相談窓口 ⑥ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 を掲示等(備え付けによる閲覧も可)しているか。	厚労令28第23条第 1項 障発0330第22通知 第二-2(20)①②
	(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項を公表(ホームページによる掲載等)に努めているか。	厚労令28第24条第 2項 障発0330第22通知 第二-2(20)③
21 秘密保持等	(1) 指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	厚労令28第24条第 1項 障発0330第22通知 第二-2(21)①
	(2) 指定特定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の 秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	厚労令28第24条第 2項 障発0330第22通知 第二-2(21)②
	(3) 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	厚労令28第24条第 3項 障発0330第22通知 第二-2(21)③
22 広告	指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は 誇大なものとしていないか。	厚労令28第25条
23 障害福祉サービス事業 者等からの利益収受等の禁 止	(1) 指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定 相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示 等を行っていないか。	
	(2) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。	厚労令28第26条第 2項 障発0330第22通知 第二-2(22)②

項目	基本的な考え方(観点) 根拠法令
块 口	基本的な考え方(観点) 根拠法令 (3) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス厚労令28第26条第等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の 3項 財産上の利益を収受していないか。 障発0330第22通知第二-2(22)③
24 苦情解決	(1) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 必要な措置としては、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を重要事項等に記載し、利用者に説明するとともに、事第二-2(23)① 務所に掲示することが望ましい。
	(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 厚労令28第27条第2項 障発0330第22通知 第二-2(23)②
	(3) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告若しく 厚労令28第27条領は文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿 3項 書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町発0330第22通知町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 第二-2(23)③
	(4) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第11条第2項の規定により都知事が行う報告若しくは 指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用 者又はその家族からの苦情に関して都知事が行う調査に協力するとともに、都知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指 導又は助言に従って必要な改善を行っているか。
	(5) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第51条の27第2項の規定により区市町村長が行う報告
	(6) 指定特定相談支援事業者は、都知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都厚労令28第27条第道府県知事、区市町村又は区市町村長に報告しているか。 障発0330第22通知第二-2(23)③
	(7) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせん 厚労令28第27条第 にできる限り協力しているか。

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令
25 事故発生時の対応	(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	厚労令28第28条第   1項   障発0330第22通知   第二-2(24)①③
	(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	厚労令28第28条第 2項
	<ul> <li>(3) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</li> <li>① 利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合の対応方法を、予め定めておくことが望ましい。</li> <li>② 速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。</li> <li>③ 事故が発生した際は、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。</li> </ul>	P 学
26 虐待の防止	指定特定相談支援事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 (令和4年3月31日までの間は努力義務) ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的(年1回以上)に開催すること。なお、委員会は、 テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。また、その結果について、従業者に十分に周知 すること。 ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること。 ③ (1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者(相談支援専門員)を置くこと。	厚労令28第28条の 2 障発0330第22通知 第二-2(25)
27 会計の区分	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	「厚労令28第29条 障発0330第22通知 第二-2(26)
28 記録の整備	(1) 指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	厚労令28第30条第 1項
	(2) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日(相談支援の完結日)から少なくとも5年間以上、保存しているか。 ① 第3の11の(3)に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 ア サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 イ アセスメントの記録 ウ サービス担当者会議等の記録 エ モニタリングの結果の記録 ③ 第3の13に規定する区市町村への通知に係る記録 ④ 第3の24の(2)に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 第3の25の(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	- 厚労令28第30条第 2項 障発0330第22通知 第二-2(27)

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令
第4 雑則 1 電磁的記録について	指定特定相談支援事業者は、書面で行うことが想定されているものについて、書面に代えて、電磁的方法による場合は、相 手方の承諾を得ているか。(令和3年7月1日から適用)	厚労令28第31条第 2項 障発0330第22通知 第三
第5 変更の届出等		
1 変更の届出	(1) 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所の名称及び所在地その他施行規則第34条の60、区規則第4条で定める下記の事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。 ① 事業所の名称 ② 事業所の所在地 ③ 申請者の名称 ④ 主たる事務所の所在地 ⑤ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ⑥ 定款、寄付行為及びその登記簿の謄本又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) ⑦ 事業所の平面図及び設備の概要 ⑧ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑨ 指定計画相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑩ 主たる対象者 ⑪ 運営規程	法第51条の25第3 項 施行規則第34条の 59 施行規則第34条の 60 区規則第5条(第3 号様式)
	(2) 指定特定相談支援事業者は、当該特定相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止又は休止の日の1月前までに、また、休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、再開の日から10日以内に次の事項を文京区長に届け出ているか。 ① 廃止(休止・再開)する事業所 ② 廃止・休止・再開した年月日 ③ 廃止・休止した理由 ④ 現に指定計画相談支援を受けていた者に対する措置(廃止・休止した場合のみ) ⑤ 休止予定期間	
2 業務の管理体制の整備	<ul> <li>(1) 指定特定相談支援事業者は、法第51条の31第2項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、区市町村長に遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。</li> <li>① 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定相談支援事業者 ア 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。</li> <li>② 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定相談支援事業者 ア 法令遵守責任者を選任しているか。 イ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備しているか。</li> <li>③ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者 ア 法令遵守責任者を選任しているか。 イ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備しているか。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備しているか。</li> <li>ウ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</li> </ul>	法第51条の31第1 項 法施行規則第34条 の61

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令
	<ul> <li>(2) 指定特定相談支援事業者は、法第51条の31第2項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、区市町村長に、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。</li> <li>① 事業者の名称、主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</li> <li>② 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</li> <li>③ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所の数が20以上の指定相談支援事業者に限る。)</li> <li>④ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者に限る。)</li> <li>また、届け出た事項に変更があった時は、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</li> </ul>	法第51条の31第2 項 法施行規則第34条 の62 区規則第8条(第6 号様式) 区規則第9条(第7 号様式)
第6 計画相談支援給付費 の算定及び取扱い		法第51条の17第2 項
1 基本事項	(1) 指定計画相談支援に要する費用の額は、厚労告125の別表「計画相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に、平成18 年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて算定しているか。	厚労告125の一 平18厚労告539
	(2) (1)の規定により指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	厚労告125の二
2 計画相談支援費		
(1) サービス利用支援費	サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。	厚労告125 別表の1の注1 障発1031001通知 第四-1(1)(2)(3)

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令
次 日	(1) 機能強化型サービス利用支援費 (1) 1,864単位 次に掲げる①②のいずれかに適合すること。 ① 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 a 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。 b 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 c 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 d 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。 e 基幹相談支援を提供していること。 f 運営規程において、区市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 g 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を14名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援で非常相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれが専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること。 i 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ取扱件数が40未満であること。 ② ①以外の指定特定相談支援事業所は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 7 ①のa~eまでの基準に適合すること。 対相談支援が事業所は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 7 即のa~eまでの基準に適合すること。 方 即級件数が40未満であること。 方 即級件数が40未満であること。	厚労告180一イ(1) 厚労告180一イ(2)
	(2) 機能強化型サービス利用支援費(II) 1,764単位 次に掲げる①②のいずれかに適合すること。 ① 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア (1)①のaからfまで、h及びiの基準に適合すること。 イ 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においては、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ② ①以外の指定特定相談支援事業所は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア (1)①のaからeまでの基準に適合すること。 イ 取扱件数が40未満であること。 ウ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。	厚労告180一口(1) 厚労告180一口(2)

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令
X II	(3) 機能強化型サービス利用支援費(III) 1,672単位 次に掲げる①②のいずれかに適合すること。 ① 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア (1)①のa、cからfまで及びiの基準に適合すること。 イ 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においては、 それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ② ①以外の指定特定相談支援事業所は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア (1)①のa及びcからeまでの基準に適合すること。 イ 取扱件数が40未満であること。 ウ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。	厚労告180一ハ(1) 厚労告180一ハ(2)
	(4) 機能強化型サービス利用支援費 (IV) 1,622単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア (1)①のa及びcからeまでの基準に適合し、取扱件数が40未満であること。 イ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上を常勤と するとともに、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。	厚労告180一ニ
	※機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(IV)までについては、上記(1)~(4)に適合しているものとして区市町村に届け出た指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数で除して得た数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(IV)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。	援 別表の1の注1(1) 障発1031001通知
	(5) サービス利用支援費(I) 1,522単位 指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。	厚労告180二イ 厚労告125別表の1 の注1(2)
	(6) サービス利用支援費(Ⅱ) 732単位 指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の 平均員数を乗じて得た数について算定する。	厚労告180二ロ )厚労告125別表の1 の注1(3)
(2)継続サービス利用支 援費	継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を 行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。	厚労告125 別表の1の注2 障発1031001通知 第四-1(2)(3)(4)
	(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I) 1,613単位 2(1)(1)①②に準じる。	厚労告180一イ

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令
	(2) 機能強化型継続サービス利用支援費 (II) 1,513単位 2(1)(2)①②に準じる。	厚労告180一口
	(3) 機能強化型継続サービス利用支援費 (Ⅲ) 1,410単位 2(1)(3)①②に準じる。	厚労告180一ハ
	(4) 機能強化型継続サービス利用支援費 (IV) 1,360単位 2(1)(4)に準じる。	厚労告180一二
	※機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(IV)までについては、上記(1)~(4)に適合しているものとして区市町村に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(IV)までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。	グログラグ (1) で
	(5) 継続サービス利用支援費 (I) 1,260単位 指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。	厚労告125別表の1 の注2(2)
	(6) 継続サービス利用支援費 (Ⅱ) 606単位 指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の 平均員数を乗じて得た数について算定する。	厚労告125別表の1 の注2(3)
(3) その他	(1) 指定特定相談支援事業者が、第3の11の(2)の⑥(第3の11の(3)の③において準用する場合を含む)、⑧、⑨若しくは⑩から⑫まで(第3の11の(3)の③において準用する場合を含む)又は第3の11の(3)の②に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合に、所定単位数を算定していないか。第3の11の(2)の ⑥ アセスメントにあたって利用者の居宅等訪問、利用者や家族との面談 ⑧ サービス等利用計画案の内容を利用者等に説明し、文書による同意を得る ⑨ サービス等利用計画案を利用者等に交付 ⑩ サービス等利用計画案をもとにサービス担当者会議を開催 ⑪ サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容を利用者等に説明し、文書による同意を得る ⑫ 作成したサービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付 第3の11の(3)の ② モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者との連絡を継続的に行い、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問・面接しその結果を記録する。 第3の11の(3)の ③ サービス等利用計画の変更	
	(2) 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合に、所定単位数を算定していないか。 障害児の指定計画相談を行った場合は、障害児の所定単位数で算定すること。	厚労告125別表の1 の注4 障発1031001通知 第四-1(5)
I	17/24	1

		Let the 5d A
項目(2)	基本的な考え方(観点)	根拠法令
(3)	指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合に、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。	厚労告125別表の1 の注5 障発1031001通知 第四-1(6)
(4)	相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(I)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。  ア 機能強化型サービス利用支援費 (I) 572単位	厚労告125別表の1 の注6 平成30年厚生労働 省告示第102号 障発1031001通知 第四-1(7)
(5)	相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(II)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。 ア 機能強化型サービス利用支援費 (II) 881単位 イ 機能強化型サービス利用支援費 (II) 881単位 ク 機能強化型サービス利用支援費 (IV) 881単位 ス 機能強化型サービス利用支援費 (IV) 881単位 オ サービス利用支援費 (II) 881単位 カ サービス利用支援費 (II) 932単位 機能強化型継続サービス利用支援費 (I) 932単位 機能強化型継続サービス利用支援費 (II) 932単位 機能強化型継続サービス利用支援費 (II) 932単位 機能強化型継続サービス利用支援費 (IV) 932単位 地続サービス利用支援費 (IV) 932単位 地続サービス利用支援費 (IV) 932単位 地続サービス利用支援費 (II) 278単位	厚労告125 別表の1の注7 平成30年厚生労働 省告示第102号 障発1031001通知 第四-1(7)
(6)	又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継	厚労告125別表の1 の注8 障発1031001通知 第四-1(8)
(7)	平成21年厚生労働省告示第176号に規定する「厚生労働大臣が定める地域」(中山間地域や離島等)に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合(①及び②に定める場合を除く。)に特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  18/24	

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令
3 利用者負担上限額管理 加算	指定特定相談支援事業者が、第3の9に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数(150単位 /月)を加算しているか。	厚労告125別表の2 の注 障発1031001通知 第四-3
4 初回加算	(1) 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合、その他の別に厚生労働省が定める基準(平成27年厚生労働省告示180号。以下「厚生労働省が定める基準」という。)に適合する場合は、1月につき所定単位数(300単位)を加算しているか。 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 ア 新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合 イ サービス等利用計画を作成する月の前6か月において、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用していない計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合	
	(2) 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を計画相談支援対象者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした月から3月を経過する日以後に月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合は、所定単位数(300単位)に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数を加算しているか。 なお、上記(2)の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた額の初回加算を最大3回算定するものとし、(1)との合計で1月(サービス利用支援費の算定月)に4回を限度として加算するものである。	の注2 障発1031001通知 第四-4(3)
5 主任相談支援専門員配 置加算	専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であるものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のために次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されている場合に、1月につき所定単位数(100単位)を加算しているか。 ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が指導、助言の実施工 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加 ※ 研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を区へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示し、公表する必要がある。	の注

項 目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令
6 入院時情報連携加算	してそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場	注 厚労告180の三
7 退院・退所加算	障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、生活保護法に規定する救護施設若しくは更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び少年院若しくは更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援(以下「障害福祉サービス等」という。)の利用に関する調整を行った場合(利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数(200単位)を加算しているか(4の初回加算を算定する場合を除く。)。	注 障発1031001通知

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令
8 居宅介護支援事業所等連携加算	指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次のアからカまでのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれアからカまでに掲げる単位数のうち該当した場合のもの(アからカまでに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。)を合算した単位数を加算しているか。また、計画相談支援対象障害	
9 医療・保育・教育機関 等連携加算	病院、企業、特別支援学校等の福祉サービス等(障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。)を提供する機関の職員等と面談を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数(100単位)を加算しているか(4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。)。	注

- <del></del>	++ <i>LL</i>	t.e. ttm .v.t. A
項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令
10 集中支援加算	指定特定相談支援事業者が次のアからウまでのいずれかに該当する場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ所定単位数(300単位)を加算しているか。なお当該加算は、緊急的、臨時的な取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング頻度を改めて検討する必要があることに留意が必要。ア 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は区市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合(サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)イ サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者に対して専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合(サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)ウ 福祉サービス等を提供する機関等(以下「関係機関」という。)の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合(サービス利用支援費若しくは、継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算(I)又は退院・退所加算を算定する月を除く。)	厚労告125別表9の注 障発1031001通知 第四-10
11 サービス担当者会議実 施加算	指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数(100単位)を加算しているか。	の注
12 サービス提供時モニタ リング加算	指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数(100単位)を加算しているか。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。	の注
13 行動障害支援体制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数(35単位)を加算しているか。 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。 イ アに規定する者を配置している旨を公表していること。	厚労告125別表12 の注 厚労告180の四 障発1031001通知 第四-13

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令
14 要医療児者支援体制加 算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数(35単位)を加算しているか。 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(人工呼吸器を装着している障害児等の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 イ アに規定する者を配置している旨を公表していること。	厚労告125別表13 の注 厚労告180の五 障発1031001通知 第四-14
15 精神障害者支援体制加 算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数(35単位)を加算しているか。 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者を1名以上配置していること。 イ アに規定する者を配置している旨を公表していること。	厚労告125別表14 の注 厚労告180の六 障発1031001通知 第四-15
16 ピアサポート体制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数(100単位)を加算しているか。 次に掲げる厚生労働大臣が定める基準のいずれにも適合すること。 ア 地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、法第4条第1項に規定する障害者と区市町村長が認める者及び管理者、相談支援専門員その他指定計画相談支援に従事する者を指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していること。 イ 当該指定特定相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修を年1回以上行っていること。 ウ アに規定する者を配置している旨を公表していること。	厚労告125別表15 の注 厚労告180の七 障発1031001通知 第四-16
17 地域生活支援拠点等相 談強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(以下「要支援者」という。)が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。)を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数(700単位)を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。第3の15に規定する運営規程において、区市町村により地域生活支援拠点等と位置付けられていることを定めていること。	の注 厚労告180の七

項目	基本的な考え方(観点) 根拠法令
18 地域体制強化共同支援加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、地域自立支援協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援第26年18年19年19年19年19年19年19年19年19年19年19年19年19年19年